

※この流れは、市町村が策定する「地域計画」策定までの流れとなります。

e-Tax による申告又は優良な電子帳簿の保存により

65 万円の青色申告特別控除

を適用しましょう！

青色申告特別控除

事業所得や不動産所得を生ずべき事業を営んでいる青色申告をされている方で、正規の簿記の原則（一般的には複式簿記をいいます。）により記帳している方については、一定の要件の下で、事業所得等の金額から最高 55 万円を差し引くことができます。

55 万円の控除の要件に加えて、**e-Tax による申告（電子申告）**又は**優良な電子帳簿の保存**の要件を満たしている方は、最高 65 万円を差し引くことができます。

※ 簡易な帳簿による記帳であっても、10 万円の青色申告特別控除の適用を受けることができます。

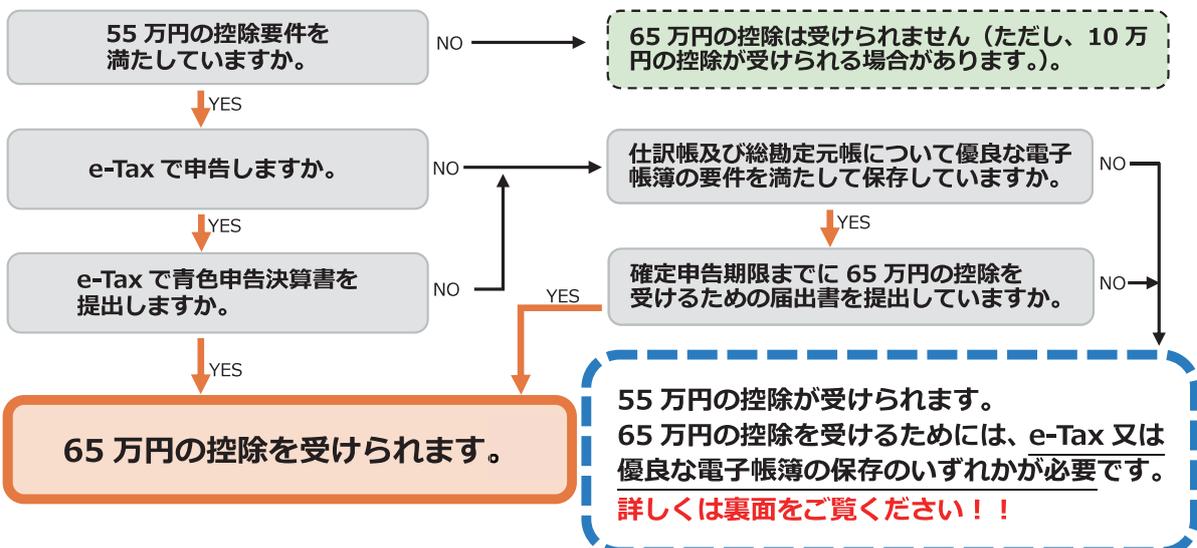
※ 現金主義による所得計算の特例の適用を受けている場合は、55 万円及び 65 万円の青色申告特別控除の適用を受けることができません（10 万円の青色申告特別控除の適用は可能です。）。

適用要件 青色申告特別控除額	複式簿記(正規の簿記の原則で記帳)	貸借対照表と損益計算書を添付	期限内に申告(注1)	e-Taxで申告又は優良な電子帳簿の保存
65 万円	○	○	○	○
55 万円	○	○	○	—
10 万円	(簡易な記帳)	— (注2)	—	—

(注1) 選付申告の場合も翌年 3 月 15 日までに提出が必要です。

(注2) 損益計算書の提出は必要です。

65 万円の控除を受けられるかチェックしよう！



65万円の控除を受けるためには…

55万円の控除の要件に加え、以下の①又は②のいずれかを満たす必要があります。

① e-Tax を利用

スマホやパソコンにより、**e-Tax で確定申告書及び青色申告決算書のデータを、確定申告期限までに送信する必要があります。**

なお、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から確定申告書及び青色申告決算書のデータを作成し、e-Tax で送信することができます。



- ※ 税務署に来署してパソコンで申告する場合には、青色申告決算書のデータを e-Tax で送信することはできないため、「② 優良な電子帳簿の保存を利用」以外の方は 65 万円の控除を受けられません。

② 優良な電子帳簿の保存を利用

その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、優良な電子帳簿の要件を満たして電子データによる備付け及び保存を行い、確定申告期限までに一定の事項を記載した届出書を提出する必要があります。

- 優良な電子帳簿とは、「モニター、説明書等を備え付ける」などの電子帳簿を保存するための要件に加えて、①訂正等の履歴が残ること、②帳簿間で相互関連性があること、③日付・金額・相手方による検索機能があることの3つの要件を全て満たした電子帳簿をいいます。
- 一定の範囲の帳簿を優良な電子帳簿の要件を満たして保存し、その旨をあらかじめ税務署へ届け出ている場合には、その電子帳簿に関連して過少申告があっても、**過少申告加算税が5%軽減される措置**があります。
- 65万円の控除や過少申告加算税の軽減措置を受ける方は、あらかじめ「国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る65万円の青色申告特別控除・過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出書」又は「国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出書」を税務署に提出する必要があります。
- 令和3年度税制改正前の電子帳簿保存法の規定に基づく電子帳簿保存に係る承認を受け、引き続き仕訳帳及び総勘定元帳について保存等を行っている場合、新たに届出書を提出しなくても、65万円の控除の適用を受けることができます。

※ 過少申告加算税の特例の適用を受ける場合は、特例の適用を受ける旨の届出書の提出が必要です。

【参考】 請求書や領収書などに相当する電子データをやりとりした場合には、原則、その電子データを一定の要件に従って保存する必要があります。

詳しくは、国税庁ホームページの「電子帳簿等保存制度特設サイト」をご確認ください。



記帳のしかたが分からない方へ

税務署では、記帳に関する指導を希望される方などに対して、記帳指導などを行っているほか、YouTubeの国税庁動画チャンネルにおいても、記帳の方法の説明を掲載しておりますので、ぜひご利用ください。

また、記帳には会計ソフトの利用をお勧めしています。日々の取引内容を入力するだけで、簡単に記帳ができ便利です。



青色申告の手続き

事業(農業)所得
不動産所得
山林所得

いずれかの
所得がある人

一定の帳簿を備え、毎日の取引を正しく記帳

正規の簿記(複式簿記)で記帳する場合の帳簿

- ①仕訳帳(または振替伝票等)
- ②総勘定元帳
- ③現金出納帳
- ④固定資産台帳

原則
7年間
保管



青色申告承認申請書

所轄の税務署に提出



提出期限

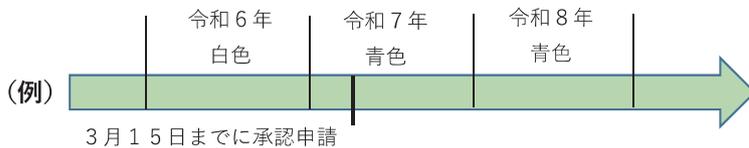
これまで白色申告をしていた人 その年の3月15日

これから事業(農業)を始める人 1月16日以前に開業(就農)・・・3月15日
1月16日以降に開業(就農)・・・2か月以内

申告主の住所、氏名、職業などの事項のほか、田畑の所在地、青色申告をするための簿記の種類や備え付ける帳簿名を記入します。

申請書を提出すると、その年の12月31日までに税務署からの承認の通知があった場合はもちろん、通知がない場合でも自動的に青色申告の承認があったものとみなされます。一度青色申告の承認を受けると、途中で取りやめ等しない限り、翌年以降も継続して青色申告者となります。

原則・・・青色申告の承認を受けようとする年の3月15日までに提出



記帳は、
始めようとする年の
1月1日から始めます。

開業(就農)・・・業務を開始した日から2か月以内に提出



記帳は、
開業は(就農)した
その日から始めます。

事業専従者に給与を払う場合

- 事業専従者に給与を払う場合、その払った給与を必要経費に算入しようとする人は、所轄税務署に「青色事業専従者給与に関する届出書」の提出が必要です(適用を受けようとする3月15日まで)。
- 届出の給与の金額等を変更する場合、新たに専従者が加わった場合には、遅滞なく、変更届出書を提出しなければなりません。
- 「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請兼納期の特例適用者に係る納期限の特例に関する届出書をあわせて提出するとよいでしょう。

その他必要な場合に提出する主な書類

- 「現金主義による所得計算の特例を受けることの届出書」など

収入保険をご紹介します！

全ての農産物を対象に、自然災害や価格低下だけでなく、農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償します。



(1) 加入できる方

青色申告を行っている農業者(個人・法人)

- ※保険期間の前年1年分の青色申告(簡易な方式を含む)実績があれば加入できます。
- ※収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度については、どちらかを選択して加入します。
- ※ゲタ対策については、同時に加入できます。

(2) 対象収入

農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体

- ※簡易な加工品(精米、もちなど)は含まれます。
- ※一部の補助金(畑作物の直接支払交付金等の数量払)は含まれます。
- ※肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等の対象なので除きます。

(3) 補填の仕組み

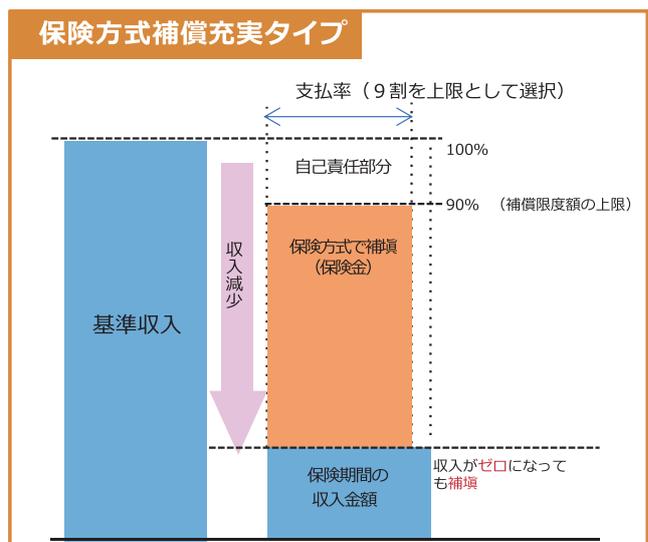
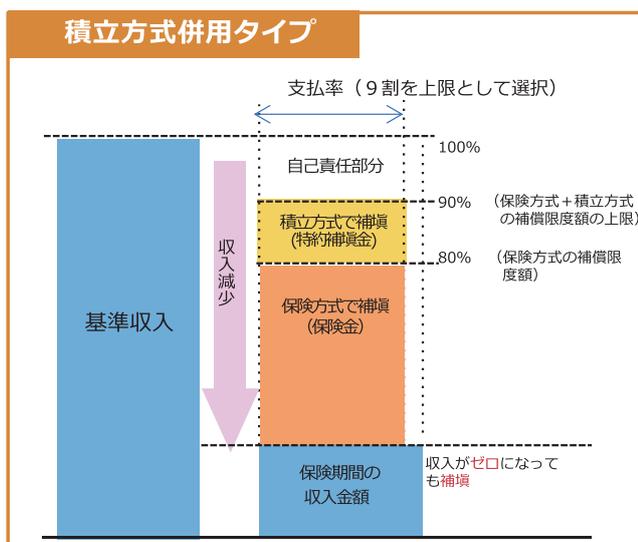
- 保険期間の収入が基準収入の9割(5年の青色申告実績がある場合の補償限度額の上限)を下回った場合に、下回った額の9割を上限として補填します。

※補填方式には、保険方式と積立方式を併用する「積立方式併用タイプ」と、保険方式のみの「保険方式補償充実タイプ」があり、農業者が選択できます。

※基準収入は、農業者ごとの過去5年間の平均収入(5中5)を基本とし、規模拡大など保険期間の営農計画も考慮して設定します。

※補償限度額は基準収入の9～5割の中から選択できます。

※保険方式の支払率は9～5割、積立方式の支払率は9～1割の中から選択できます。



- 基準収入が1,000万円、最大補償の場合、保険期間の収入がゼロとなったときは、いずれのタイプも同じ810万円の補償が受けられます。(※5年の青色申告実績がある者の場合)

(4) 保険料、積立金等

- 農業者は、**保険料、積立金等**を支払って加入します。

※保険料には、50%の国庫補助があります。保険料は掛捨てになります。保険料率は、新規加入（補償限度80%）の場合、1.498%（国庫補助後）で、自動車保険と同様に、保険金の受取実績に応じて、毎年、適用される保険料率が変わります。

※積立金には、75%の国庫補助があります。積立金は自身のお金であり、補填に使われない限り、翌年に持ち越されます。

※保険料、積立金は分割払（最大9回）や制度資金の活用ができます。

※税務上、保険料及び付加保険料（事務費）は、必要経費（個人）又は損金（法人）に計上します。積立金は、預け金として取り扱います。

※補償限度額・支払率の選択や補償の下限を設定することにより、保険料を調整することができます。

基準収入が1,000万円ですら最大補償の場合に農業者が負担するお金

積立方式併用タイプ (保険方式80%+積立方式10%、支払率90%)		保険方式補償充実タイプ (保険方式90%、支払率90%)	
保険料	10.8万円	保険料	23.0万円
積立金	22.5万円	積立金	—
付加保険料（事務費）	2.2万円	付加保険料（事務費）	2.2万円
合計	35.5万円	合計	25.2万円

※保険料については、税務上、経費として損金算入されるため、保険方式補償充実タイプは積立方式併用タイプより所得税・法人税が軽減できます。

付加保険料（事務費）を安くすることができます！

- 共通申請サービスを通じて**インターネット申請**した方や**自動継続特約**を利用する方は、**付加保険料（事務費）が割引**となります。

インターネット申請と自動継続特約を両方利用する場合	
新規加入者	4,500円割引
継続加入者	3,200円割引

※インターネット申請のみの場合：新規加入者は4,500円割引、継続加入者は2,200円割引
自動継続特約のみの場合：新規加入者、継続加入者ともに1,000円割引

加入・支払等手続のスケジュール

※保険期間が令和8年1月～12月の場合のイメージです。

※保険期間は税の収入の算定期間と同じです。法人の保険期間は、事業年度の1年間です。事業年度の開始月によって、スケジュールが変わります。



※保険料・積立金は分割支払もできます。
(最終の納付期限は保険期間の8月末)

【つなぎ融資】
※保険期間中に災害等により資金が必要な場合は、無利子のつなぎ融資を受けることができます。

詳しい内容については、お近くの農業共済組合、全国農業共済組合連合会、又は農林水産省経営局保険課（03-6744-7148）へお問い合わせください。



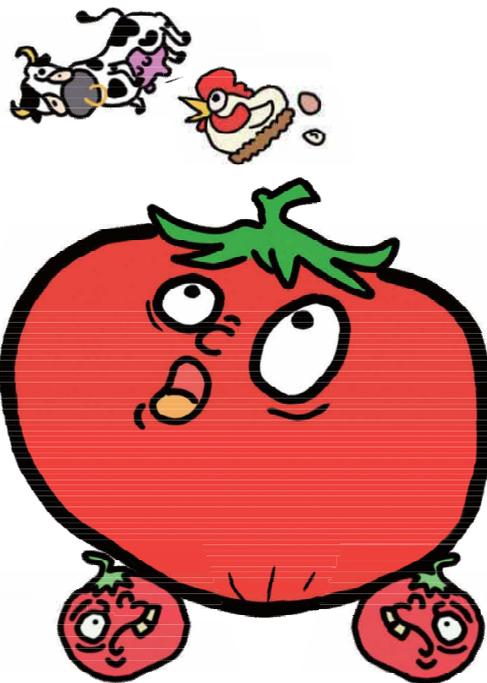
収入保険

検索

Webサイトでは様々な情報を公開中！
<https://www.maff.go.jp/fj/keiei/nogyohoken/syunyuhoken/index.html>

(2025.4)

環境に優しい農業・農薬について



環境に優しい農業に興味がある

…30

コストや手間をかけずに土作りと減肥をしたい

…32

農薬の適正使用について知りたい

…34、35、36

有機農業を知っていますか？

～有機・オーガニックの正しい使い方について～



有機農業の定義について

- ・ 化学的に合成された肥料及び農薬を原則使用しない
- ・ 遺伝子組み換え技術の利用等を行わない
- ・ 農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減する



※「有機農業の推進に関する法律」による

有機農産物について

- ・ 化学農薬や化学肥料などにできるだけ頼らず、環境に配慮して生産された農産物
- ・ このうち、有機JASマークがついたものだけが、「有機」や「オーガニック」と表示し販売することが可能



有機JASマークのついた農産物であっても、「無農薬〇〇」や「減農薬〇〇」といった表示は禁止



化学肥料や化学農薬の使用状況(取組水準)と用語の関係



エコファーマー
化学農薬・化学肥料
2割減

特別栽培
化学農薬・化学肥料
5割減

農林水産省表示ガイドラインによる表示	
特別栽培農産物	特別栽培農産物
化学肥料(窒素成分)・農薬(殺菌剤)	化学肥料(窒素成分)・農薬(殺菌剤)
減農薬	〇〇〇〇
特別栽培	〇〇〇〇



※ H19 特別栽培農産物に係る表示ガイドライン第3定義における「特別栽培農産物」の定義に基づくもの。
出典：農林水産省中四国農政局 有機農業パネル展(一部編集)

有機JASについて

諸外国と同様に、コーデックス（食品の国際規格を定める機関）のガイドラインにそった、環境にやさしい持続可能な生産方式の基準のこと。

（例）

- ・たい肥などで土づくりをし、化学農薬・化学肥料の不使用
- ・栽培にあたって、遺伝子組み換え技術の使用禁止
- ・基準を満たす生産方式を3年以上継続したほ場での栽培 など

有機JASの申請について



- ①有機JASの講習会（JAS認証機関が指定）の受講
（有機JAS認定をとる前準備）



- ②登録認定機関へ申請書を提出
書類に必要事項を記入し、JAS認証機関に提出する



- ③審査・判定
JAS認証機関の審査員が書類審査と実地検査し、
認証が可能かどうか判定する



- ④認証書の交付
JAS認証機関から認証書が交付される
認証を取得することで、JASマークが利用できる



問い合わせ先

阿波市みどりの食料システム推進協議会

TEL:0883-36-8720（阿波市農業振興課）

TEL:0883-26-3971（吉野川農業支援センター）

特定非営利活動法人 徳島県有機農産物認証協会

TEL:088-678-5624

冬野菜生産者の皆さんへ

夏作緑肥「ソルガム」を栽培しませんか

～導入のメリットと栽培のコツ～

徳島県立農林水産総合技術支援センター・J A 徳島県

春～夏の休閑期に何も栽培していない畑はありませんか？
ソルガム（通称：ソルゴー）の栽培は想像以上にメリットがあります。
少しのコツをおさえて上手に利用しましょう。

導入のメリット

その1 コストや手間がかからない

- ①種が安い ※必ず緑肥用品種を利用してください
ソルガム種の一般的な価格は1袋1kg入り700円程度
10aあたり5袋使用で3,500円
- ②播種は軽作業 ⇔ 堆肥の散布は重労働
- ③除草の手間が省ける
- ④ロータリーですき込める（30馬力以上推奨）



散粒機とソルガム種子

その2 土づくりになる

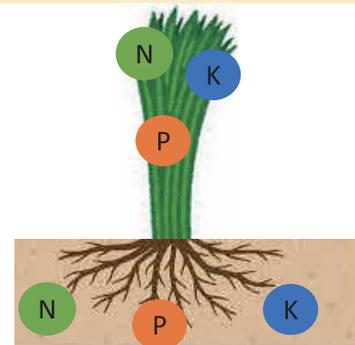
- ①土が軽く柔らかくなる
- ②ソルガムの根が耕盤層を壊してくれる
- ③排水性がよくなる
- ④微生物が増える、多様化する
→特定の病害虫が増えにくい



すき込み前のソルガム

その3 肥料を有効利用できる → 後作で肥料を減らせる

- ①前作で使い残った肥料を吸収してくれる
- ②土や肥料が雨で流れるのを防いでくれる
- ③下層に流れた肥料を上層に戻してくれる
- ④リン酸を有効化してくれる
- ⑤吸収した肥料はすき込まれ、後作の肥料になる
- ⑥土の肥料保ちがよくなる



裏面で栽培のコツを紹介

ソルガム栽培のコツ

STEP 1

播種

- ①湿害をうけやすい
水がたまりやすいほ場は避ける
- ②野菜後は無肥料でOK
葉色が薄いと感じたら肥料を散布
10aあたり窒素4kg（硫安1袋）程度
- ③5月下旬～6月中旬の雨降り前に播種
播種量は10aあたり5kg
- ④薄くロータリーをかけて覆土する
覆土しないと発芽不良や鳥の食害リスク高



湿害による生育不良

STEP 2

すき込み

- ①すき込むタイミングは穂が出る直前から出始めの頃
播種後40～50日、草高180～200cmが目安
- ②早すぎるとメリット薄れ、遅すぎるとデメリット発生
（遅すぎるデメリット）
 - ・腐熟期間が長くなり、後作でのリスク増
 - ・茎が硬くなり、ロータリーですき込めない
- ③トラクターに負担をかけないすき込み方
先にロータリーを回転させずに引き倒す
反対方向（葉先側）からロータリーをかけてすき込む



回転させずに引き倒し



反対方向からすき込み

STEP 3

腐熟・冬野菜で減肥栽培

- ①すき込み後、1ヶ月以上腐熟させる
理由）微生物が急増するので落ち着くまで待つ
窒素飢餓、ガス障害、立枯などのリスクが減る
- ②耕耘を増やしたり、石灰窒素を散布すると腐熟が促進
- ③ソルガムは加里の吸収が多い
草高180cmで30kg以上/10aの加里を吸収→後作で利用



ソルガムの有無による比較試験

《年内どりブロッコリーにおけるソルガム減肥試験》 2024年度JA徳島県管内6カ所

蓄積しやすいリン酸とソルガムに含まれる加里を減らしたL型肥料を基肥利用

慣行区：ソルガム無＋基肥 ブロッコリー配合（16-10-14） 100kg/10a

試験区：ソルガム有＋基肥 堆肥入りL型肥料（18-4-8） 75kg/10a

※追肥は標準量を施用

（結果）収量・品質は同等以上 化学肥料は約4割減（三成分計）

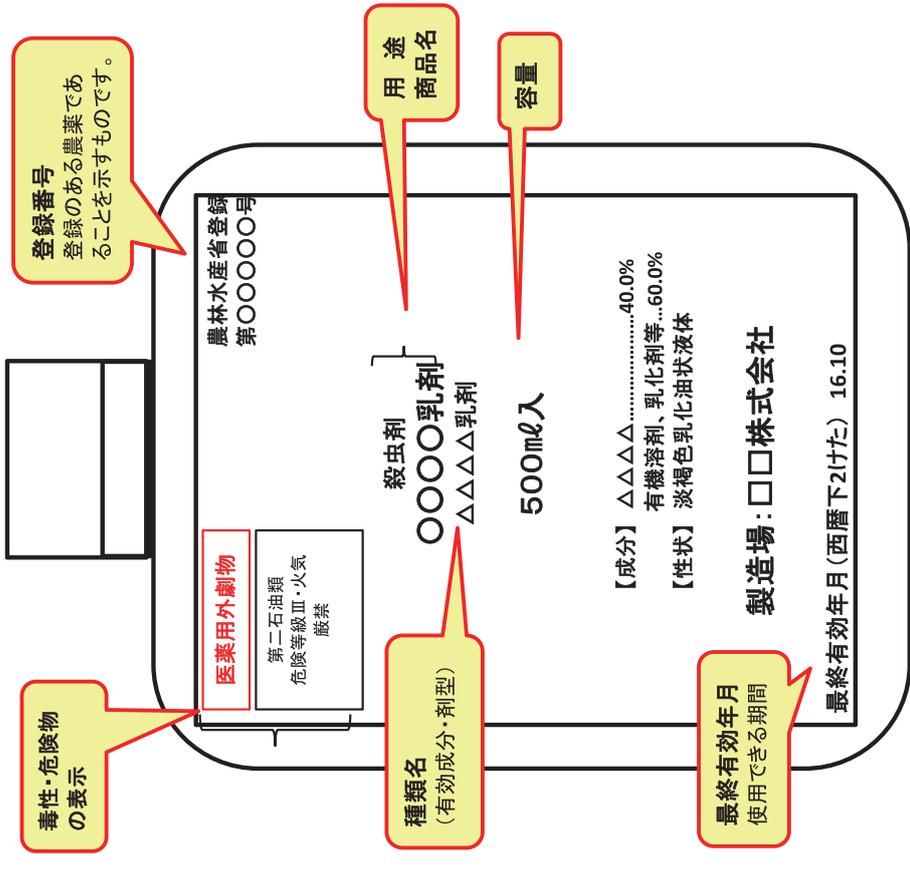
資材コストは約6,000円/10a減（肥料代＋種子代）

農薬を購入するとき・使用するとき

購入する時には...

登録のある農薬を購入しましょう！

- 農薬のラベルを確認しましょう
1. 農林水産省「登録番号」の有無
 2. 適用のある「作物名」と「適用病害虫（雑草）名」の確認
 3. 使用面積に必要な薬量の確認
- * 不明な点は、指導機関やJA・販売店などに相談しましょう。



使用する時には...

農薬ラベルの記載通りに使いましょう！

1. 使用する作物名があるか確認
* 作物名、適用病害虫（雑草）名
2. 使い方を確認
* 希釈倍数・使用量、使用時期、使用回数、使用方法、使用上の注意
3. 必要な薬量を確認
* 水で希釈するものは、薬量と希釈水量を正確に計算して散布液を調製

【適用害虫と使用方法】

作物名	適用害虫名	希釈倍数(倍)	10アール当り使用* 使用液量(L)	使用* 時期	本剤の* 使用回数	〇〇〇を含む* 農薬の総使用回数	使用 方法
トマト	アブラムシ類	1000	300	3日	3回	3回	散布
ミニトマト	アオムシ	2000	100~300	7日	2回	2回	
キヤベツ	アオムシ コナガ ヨトウムシ	1000~ 4500	100~300	7日	3回	3回	
非結球 あぶらな	ヨトウムシ	1000~ 4500	100~300	14日	2回	2回	散布

* 印は収穫物への残留回避のため、その日までに使用できる収穫前の日数と本剤及びその有効成分を含む農薬の総使用回数を示す

希釈倍数と単位面積 (10アール) 当りの使用液量

使用できる作物名と病害虫(雑草)名

使用上の注意
薬害や魚毒性など

使用時期
使用できる収穫前日数

使用回数
作物の栽培準備段階から収穫まで(果樹等は収穫後から使用できる回数及び有効成分の総使用回数)

▲【効果薬害等の注意】
●定植直後に使用しない。(薬害)

▲【安全使用上の注意】
●散布の際は農薬用マスクを着用する。
●魚類に影響を及ぼすおそれがある。使用時は注意。

注意

農薬取締法の規定により、登録番号のない農薬は農作物には使えません。罰則もあります。(農薬取締法 第11条、同第17条)

注意

農薬取締法の規定により、使用基準(対象作物・希釈倍数・使用量、使用時期、使用回数)を遵守することが義務付けられており、罰則もあります。(農薬取締法 第17条)

ラベルで作物名を確認する時には…

ラベルに個別の作物名がない場合でも、作物グループ名で登録の作物名があれば、そのグループに含まれる作物に使用できます。
大グループ作物名は、下表の作物以外に、穀類、果樹類、きのこ類、飼料作物、花き類、観葉植物、樹木類、芝、薬用作物等があります。

農薬の適用作物名(一部抜粋)

大グループ作物名①	中グループ作物名②	個別の作物名③	収穫部位(時期)
	いも類	アメリカホドイモ、かんしよ、きくいも、キャッサバ、こんにやく、さといも、ちよろぎ、はすいも(菊茎)、ばれいしよ、みずいも等	塊根又は塊茎
根菜類		うこん、かえんさい、かのこそう、かぶ、甘草、ごぼう、しょうが、葉しょうが、食用あまごころ、食用きまごころ、西洋ごぼう等	根茎、根等
鱗茎類		【鱗茎類(根物)】たまねぎ、葉たまねぎ、食用ゆり、にんにく等	鱗茎等
豆類(種実)		【鱗茎類(葉物)】あさつき、ぎょうじやんにん、チャイブ、にら等 あずき、いんげんまめ、えんどうまめ、ささげ、そらまめ、だいず、なたまめ、ふじまめ、べにばないんげん、らっかせい	葉及び鱗茎等 種子(成熟した種子)
豆類(種実)		えだまめ、さやいんげん、さやえんどう、実えんどう、未成熟ささげ、未成熟しかくまめ、未成熟そらまめ、未成熟なたまめ等	種子(さや付きのものも含む)(未成熟)
うり類		【うり類(未成熟)】赤毛ウリ、エホバウ、きゅうり、きゅうり(花)等 【うり類(成熟)】かぼちゃ、すいか、漬物用すいか等	果実及び花(一部作物) 果実(成熟、漬物用は未成熟)
なす科果菜類		しよくようほおずき、トマト、ミニトマト、なす	果実(成熟、漬物用は未成熟)
あぶらな科野菜(花蕾及び花茎)		【ピーマン及びとうがらし類】ピーマン、とうがらし、ししとう等 【はなやさい類】カリフラワー、茎ブロッコリー、ブロッコリー等 【あぶらな科野菜】コーラルパイ、ザーサイ	果実(※トマトとミニトマトに注意) 花蕾及び花茎 肥大した茎
野菜類		【非結球あぶらな科果菜類】なばな類、こまつな、たかな等 【結球あぶらな科果菜類】キャベツ、はくさい、メキャベツ等 【せり科果菜類】せり、パセリ、みつば、セルリ、あしたば等 【レタス類】非結球レタス、レタス、エンダイブ、トレビス等 【レタス類以外のきく科果菜類】しゅんぎく、よもぎ、葉ごぼう等 【しそ科果菜類】しそ、オレガノ、セージ、タイム、バジル等 【ヒユ科果菜類】ほうれんそう、おかひじき、ふだんそう等 つむらさき、どくだみ、はこべ、モロヘイヤ、レモンガラス等 【ずいき類】さいとも(葉柄)、はすいも(葉柄) 【ふき類】つわぶき、ふき アスパラガス、いたどり(赤)、うど、くちしや、くそそつ等 かんぞう(花)、しそ(花蕾)、しゅんぎく(花)、食用あさがお、食用アスター、食用アリッサム、食用インパチェンス等 いちご、オクラ、クレソン、くわい、じゅんさい、たけのこ、たらのき、ふき(ふきのとう)、ヤングコーン、れんこん、わさび等	茎葉、茎葉及び花蕾、根茎等 結球した茎葉、結球した萌芽 茎葉、葉 茎葉、葉、花茎及び葉等 茎葉、葉等 茎葉 茎葉、葉 茎葉、葉、地上部全草等 葉柄 葉柄 新芽、若い茎葉等 花、花又は蕾、花蕾、茎葉及び花
食用花			品目による

運用作物に関する登録の仕組と注意
農薬は、個別の作物③に登録する以外に、複数の代表的な作物のデータを構えて、うり類(漬物用)やなばな類のように中グループ②にまとめられる作物で登録できます。更にデータを精練して、野菜類のような大グループ①に登録することもできます。グループ作物に登録のある農薬は、グループ名に含まれる個別作物名に使用することができます。ただし、収穫部位や収穫時期の異なるものには使用できません。又、グループに属する新たな作物又は品種に初めて使用する場合、事前に農薬の有無を確認してください。
注意: 個別作物のみの登録では、その作物が属する中グループ②又は大グループ①に含まれる他の作物には使用できません。
例) 赤毛ウリに登録がある場合、「赤毛ウリ」には使用できますが、それ以外の「うり類(漬物用)」に属する作物には使用できません。

作物の名前が似ていても、収穫物の大きさや重さ、収穫部位、収穫物の形態、収穫時期が異なる場合には、農薬登録では別の作物として扱い、農薬の使用方法も異なる場合があります。

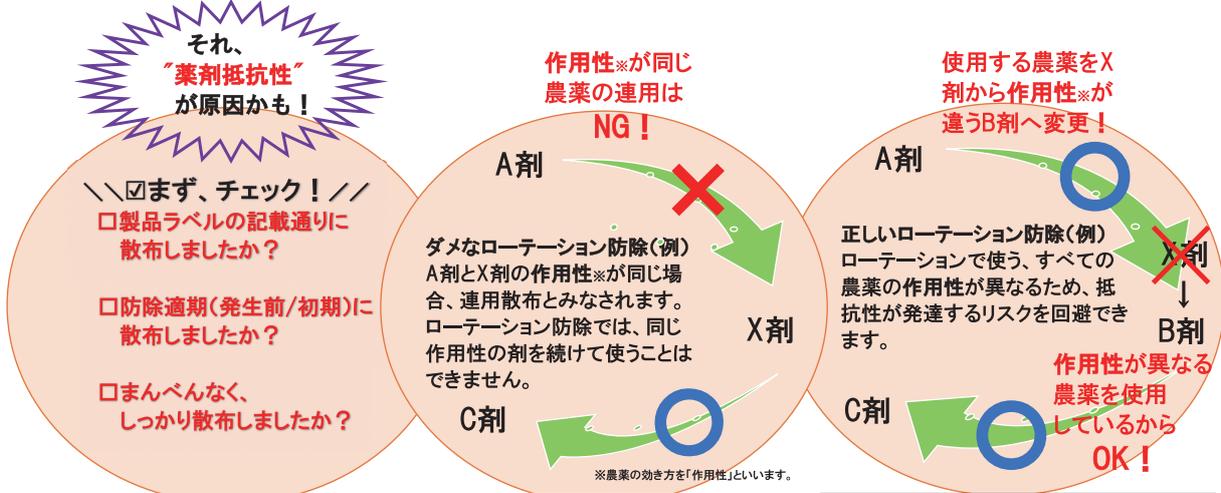
例)「トマト」と「ミニトマト」は登録上別の適用作物です。その他にも間違いやすい場合がありますので、ラベルの「作物名」をしっかりと確認しましょう。
間違いやすい作物(例)

作物名、①、②、③は農薬登録上、別の作物として扱われます		説明
①	②	③
トマト	ミニトマト*1	-
だいこん	はつかだいこん	-
ピーマン	甘長とうがらし*2 ししとう	きたぐちとうがらし とうがらし*3
ねぎ	わけぎ	あさつき
	ぶどう	-
大粒種ぶどう	小粒種ぶどう	-
さといも	さといも(葉柄)	-
しそ	しそ(花蕾)	-
さんしょう(葉)	さんしょう(果実)	-
キャベツ	メキャベツ	-
レタス*1	リーフレタス*2	-
ブロッコリー	茎ブロッコリー	-
たまねぎ	葉たまねぎ*	-
ごぼう	葉ごぼう*	-
豆類(受)	だいず	えだまめ
	いんげんまめ	さやいんげん
	えんどうまめ	さやえんどう
	とうもろこし	
とうもろこし(子実)	未成熟とうもろこし*1	ヤングコーン*2
食用さく	さく*	-

作物の名前には、地方名、品種名などがありますが、これら別名は農薬ラベルには表示されません。(独)農林水産消費安全技術センターのホームページに詳しい情報が公開されていますので参照してください。

【農薬登録における適用作物名について】 <http://www.acis.famc.go.jp/shinsei/3986/3986bpepyou1.pdf>

「農薬がだんだん効かなくなってきたぞ……」そんな経験ありませんか？



適切に農薬を使っていますか？

きちんとローテーション防除をしていますか？

作用性の違う農薬を選んでますか？

きちんと正しく使っているのに効かなくなってきたら、それは『薬剤抵抗性』が原因かもしれません。

薬剤抵抗性対策の基本は、効き方(作用性)の異なる農薬を順番で使ったローテーション防除です。

ローテーション防除で使用する農薬のそれぞれの作用性は、『RAC(ラック)コード』※でチェックしましょう。

※農薬ごとの作用性を分類したものを「RACコード」といいます。

薬剤抵抗性！RAC(ラック)コードを活用して、正しいローテーション防除を！

殺虫剤分類 **2B** 殺虫剤分類 **1A** 殺虫剤分類 **5**

Q: RACコードってなんですか？ **Q: どこに記載されているの？** **Q: RACコードが分からない場合は？**

A: 作用性(カギ穴)の種類ごとに付けられた農薬(カギ)のコード番号のことで、

A: 製品ラベルや、チラシなどに表示されています。

A: Crop Life Japanのホームページで、商品名からRACコードを確認できます。

RACコードとは、世界的な農薬製造会社の国際団体「Crop Life International」が定めた農薬の分類コードのこと。同じ作用性(カギ穴)の農薬グループを一つにまとめて、それぞれの農薬(カギ)にコード番号を付しています。

■RACコードの3分野
「IRAC:殺虫剤分類」「FRAC:殺菌剤分類」
「HRAC:除草剤分類」の3分野があります。
それぞれ、「I」「F」「H」と短縮表記されることもあります。

発生予察情報などでのRACコード記載例

薬剤名	RACコード	使用
アイウエオ水和剤	1 B	収穫前
カキクケコ水和剤	3 A	収穫前
サシセソ顆粒水和剤	3 A	収穫前
タチツテト顆粒水和剤	4 A	収穫前
ナニヌネノ水和剤	4 A	収穫前

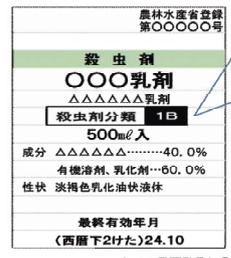
ラベル・チラシなどでのRACコード記載例

殺虫剤分類 **1B** → 製品は殺虫剤で、RACコードは1Bです。

殺虫剤分類 **1A,14** → 2成分混合の殺虫剤で、RACコードは1A,14です。

殺虫剤分類 **2B** / 殺菌剤分類 **6** → 殺虫殺菌混合剤で、殺虫剤成分RACコードが2B、殺菌剤成分RACコードは6です。

殺虫剤分類 **1A,-** → 2成分混合の殺虫剤で、一方のRACコードが1A、もう一方はRACコードが決まっていません。



注意事項

日本だけで使用されている農薬の中には、RACコードが決まっていないものがあります。また、作用性機構が明らかになっていない農薬でも、RACコードが付与されていることがあります。

同じRACコードの農薬でも、抵抗性や耐性の程度が異なる場合があります。同じRACコードでも、A剤は防除効果が低く、B剤は防除効果が高いという事例もあります。詳しくは、指導機関や農薬メーカーへお問い合わせください。

抵抗性の発達を遅らせることはできても、完全に阻止することはできません。RACコードを活用したローテーション散布は、抵抗性の発達の抑制に有効ですが、抵抗性の発達を完全に阻止することはできません。抵抗性が発達しやすい病害虫・雑草では、IPMを活用するなどの工夫も必要です。

*全ての農薬製品にRACコードが記載されているわけではありません。

同業の仲間が欲しい・

最新の情報を得たい



- 同業者の仲間作りがしたい(県～全国)
・・・38
- 同業者の仲間作りがしたい(阿波市・吉野川市)
・・・40
- 農業を始めるための最新の情報を得たい
・・・42
- 農業を始めるための役立つ情報をもっと詳しく知りたい
・・・43
- 農業や防災の情報を得たい
・・・44



仲間と学び地域を変える

地域を担う若手農業者のためのネットワーク！

「徳島県農業青年クラブ」

農業をされていて、こんなお悩みありませんか？

他県・地域の農業者
と交流したい

経営のヒントや
国・県の補助金に
ついて知りたい

地域の課題を
解決したい

1つでも当てはまる人は**青年クラブ**に加入しませんか？

● 青年クラブとは

若い農業者から組織され、よりよい農村、農業を創るために活動している組織で、全国に存在しています。

● 徳島県農業青年クラブの目的

県内の青年農業者相互の連絡と親睦を密にし、農業経営の健全な発展を図ること。

県内の青年クラブ(地区連)については裏へ

● 徳島県青年クラブの活動

農家の課題解決に関すること

例えば) 月に一度の定例会・勉強会

中国四国地区・全国の青年との交流



徳島県農業青年クラブ連絡協議会

事務局：徳島県 農林水産部 農林水産総合技術支援センター 経営推進課

TEL: 088 - 621 - 2513

まずは、地域の青年クラブ(地区連)への参加から

地区連のメインは地域の仲間づくりです。

交流会をきっかけに個々の農家・地域が抱えている課題の解決をおこないましょう！

そのほか、先進地視察や、農薬、施肥設計、機械のメンテナンスなど、日々の農業に役立つ勉強会やワークショップにも参加しませんか。



先進地視察



勉強会・講習会



地域マルシェへの参加



交流会

地区連問い合わせ先



- アグリクラブ徳島
担当市町村:徳島市、小松島市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町
事務局:徳島農業支援センター 徳島市新蔵町1丁目67 TEL:088-626-8777
- 鳴門藍住地区農業青年クラブ連絡協議会
担当市町村:鳴門市、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町
事務局:鳴門藍住農業支援センター 板野郡藍住町東中富字拙榜示29 TEL:088-692-2515
- 阿波吉野川農業青年クラブ連絡協議会
担当市町村:阿波市、吉野川市
事務局:吉野川農業支援センター 吉野川市川島町宮島736-1 TEL:0883-26-3971
- 阿南・那賀地区農業青年グループ連絡協議会「アグリーズ」
担当市町村:阿南市、那賀町
事務局:阿南農業支援センター 阿南市富岡町あ王谷46 TEL:0884-24-4182
- 美馬地区農業後継者クラブ連絡協議会
担当市町村:美馬市、つるぎ町
事務局:美馬農業支援センター 美馬市脇町猪尻字建神社下南73 TEL:0883-53-2310



阿波吉野川農業
青年クラブ連絡協議会

農業青年クラブに
加入しませんか？



地区連活動内容

技術交換会

技術向上のため、県内外の先進地視察、ドローンなど新技術の実演会やなどクラブ員のニーズに沿った研修を行います。今年度はロープワーク研修や溶接研修を実施予定です。

仲間づくり交流会（いきいき交流会）

クラブ員が生産した野菜を持ち寄り、バーベキューを囲んで交流を深めています。

徳島県農業青年クラブ連絡協議会活動への参加

加入すると仲間ができ、有益な情報も手に入る！

地域の小学校で学童農園を実施！

自分の知識を活かして、地域に貢献できます！

- ・もみまき・田植え・稲刈り・野菜定植・野菜収穫など



自分やクラブで取り組む経営向上等の活動を発表！

勝ち抜けば全国大会で東京まで進めます（交通費補助あり）



阿波吉野川農業青年クラブ連絡協議会（地区連）

- 阿波町農業後継者クラブ（13名）
- 吉野川市農業後継者同志会（24名）
- 個人会員（6名）



吉青会
（24名）

市場町農業後継者クラブ（15名）

是非ご連絡ください！



お問合せ先

吉野川農業支援センター 近藤

電話 0883-26-3984

F A X 0883-26-3994

発行 令和7年4月



農業するなら徳島で！



農の宝島!! とくしま

徳島県新規就農者のための情報サイト

<https://tokushima-shuno.jp/>



「農の宝島!!とくしま」は、徳島県で新たに農業を始めたい方、すでに就農されている方に向けて、徳島で就農する魅力を発信しています。農業者インタビューをはじめ、各種就農サポート、農業経営を行うノウハウ等をご覧いただけます。



Facebookもチェック!!

農の宝島!! とくしまへのお問合せは

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地
徳島県立農林水産総合技術支援センター 経営推進課

TEL.088-621-2513 FAX.088-621-2858

とくしま農林水産 チャレンジセンター

農林水産への就業を目指す方のサイト

<https://aff-tokushima.jp/>



徳島県では、農業・林業・漁業を始める方を対象に、新規就業を支援し、次代を担う人材の育成・確保を図るため、リスクリングの情報発信拠点として、「とくしま農林水産チャレンジセンター」を設置しています。新たな道への挑戦を全力でサポートいたします。

とくしま農林水産チャレンジセンターへのお問合せは

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地
徳島県立農林水産総合技術支援センター 経営推進課

TEL.088-621-2429 FAX.088-621-2858

その他（経営発展に役立つ情報・掲載資料出典）

- 01 一般社団法人 農林水産業みらい基金
<https://www.miraikikin.org/> 
- 02 令和8年度農林水産予算概算決定の概要
<https://www.maff.go.jp/j/budget/r8kettei.html> 
- 03 環境負荷軽減のクロスコンプライアンス
<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/kurokon.html> 
- 04 (公財)徳島県農業開発公社 農地中間管理機構
(HP掲載資料:農地中間管理機構を活用してみませんか)
<http://www.tokushima-kousha.jp/chukan/> 
- 05 農の宝島!!とくしま
<https://tokushima-shuno.jp/> 
- 06 徳島マッチボックス（単発バイトのマッチングサイト）
<https://matchbox.jp/tokushima/top> 
- 07 発生予察
<https://www.pref.tokushima.lg.jp/tafftsc/t-boujoshou/> 
- 08 農業経営の収入保険（農林水産省HP）
<https://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyohoken/syunyuhoken/index.html> 
- 09 独立行政法人農業者年金基金HP
<https://www.nounen.go.jp/> 
- 10 農作業安全対策
https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/index.html 
- 11 農業者のための労災保険の特別加入制度（農林水産省HP）
https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/rosai.html 
- 12 国税庁HP パンフレット・手引（所得税関係）
<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/01.htm#a-02> 

